



施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

教育委員会事務局
平成30年6月

施策の概要

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

基本政策(1層) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策(2層) 未来を担う人材を育成する

施策(3層) 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

直接目標 支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる

主な事務事業

| | |
|-------------------|------------------|
| 児童支援コーディネーター専任化事業 | 適応指導教室事業 |
| 特別支援教育推進事業 | 海外帰国・外国人児童生徒相談事業 |
| 共生・共生推進事業 | 就学援助・就学事務 |
| 児童生徒指導・相談事業 | 奨学金認定・支給事務 |

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

成果指標① 支援の必要な児童の課題改善率

| | |
|--------|--|
| 指標の考え方 | 課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある児童の支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。 |
|--------|--|

成果指標② 1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校)

| | |
|--------|--|
| 指標の考え方 | 支援が必要な生徒の問題行動の一つとして、暴力行為があげられる。その発生件数の変化を見ることで、暴力行為を起こす生徒への対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。 |
|--------|--|

成果指標③④ いじめの解消率

| | |
|--------|---|
| 指標の考え方 | 「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題への未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめの解消率の変化を見ることで、学校、家庭、地域においてのいじめ防止対策の成果を測ることができる。 |
|--------|---|

成果指標⑤⑥ 不登校児童生徒の出現率

| | |
|--------|---|
| 指標の考え方 | 不登校はさまざまな要因を背景として現れるため、その出現率の変化を見ることで、支援が必要な児童生徒のニーズへの対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。 |
|--------|---|

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

成果指標① 支援の必要な児童の課題改善率

| | | | |
|---------|--|------------------|---|
| 算出方法 | 課題が解消・改善した児童数(5,524人)÷全小学校が把握した支援が必要な児童数(6,757人)×100(%) | | |
| 指標の考え方 | 課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある児童の支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。 | | |
| 指標の目標値 | 81.8% (H26) | 88.0%以上 (H29) | 第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組めます。 |
| 目標値の考え方 | 第1期実施計画の終期となるH29には、H26推進校で達成した課題改善率88%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。 | | |

※第1期の取組状況を踏まえて、第2期実施計画策定時に第2期以降の目標値を設定しました。

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

| 成果指標② | | 1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) | |
|---------|--|-------------------------|---|
| 算出方法 | 暴力行為発生件数(239件) / 全生徒数(28,816人) × 1,000 | | |
| 指標の考え方 | 支援が必要な生徒の問題行動の一つとして、暴力行為があげられる。その発生件数の変化を見ることで、暴力行為を起こす生徒への対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。 | | |
| 指標の目標値 | 8.29件 (H26) | 8.22件以下 (H29) | 第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組めます。 |
| 目標値の考え方 | H26の本市の発生件数は、過去の調査の中で最低の8.29件となっている。国・県の1,000人あたりの発生件数(国:10.7件、件:18.6件)を下回っているが、さらに発生件数を減少させていくことを目標とする。 | | |

※第1期の取組状況を踏まえて、第2期実施計画策定時に第2期以降の目標値を設定しました。

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

| 成果指標③④ | | いじめの解消率 | |
|---------|--|-------------------------------------|---|
| 算出方法 | 解消した件数(小:407件、中:154件) / 認知件数(小:619件、中:185件) × 100(%) | | |
| 指標の考え方 | 「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題への未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめの解消率の変化を見ることで、学校、家庭、地域においてのいじめ防止対策の成果を測ることができる。 | | |
| 指標の目標値 | 小学校 65.8% 中学校 83.2% (H26) | 小学校 80.0%以上 中学校 90.0%以上 (H29) | 第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組めます。 |
| 目標値の考え方 | いじめの態様が年々変容し、潜在化、巧妙化が進んで見えにくくなっている中、小学校では、児童支援コーディネーターを専任化して配置している学校数の増加に伴い、いじめの早期発見・早期対応により認知件数が増加している。認知したいじめの解消件数を増やし、全国平均(89.9%)を下回っている解消率の増加をめざす。中学校においては、全国平均(86.4%)を下回っているため、全国最高レベルの水準をめざし、目標値を設定する。 | | |

※第1期の取組状況を踏まえて、第2期実施計画策定時に第2期以降の目標値を設定しました。

実施計画に位置付けた成果指標

成果指標⑤⑥

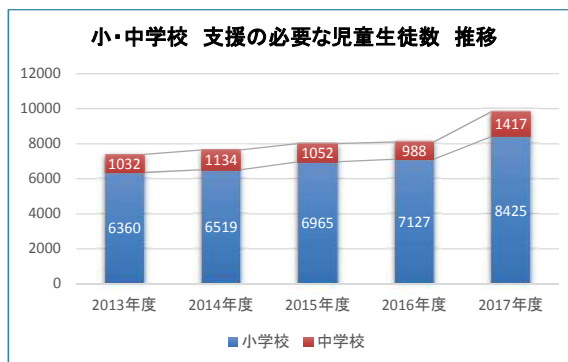
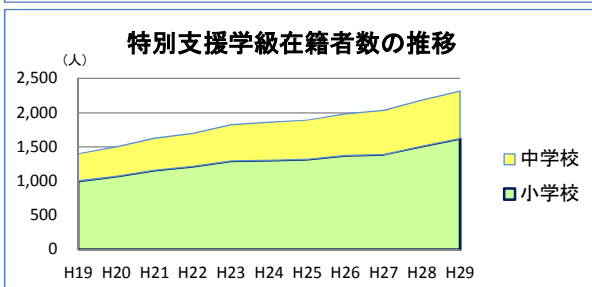
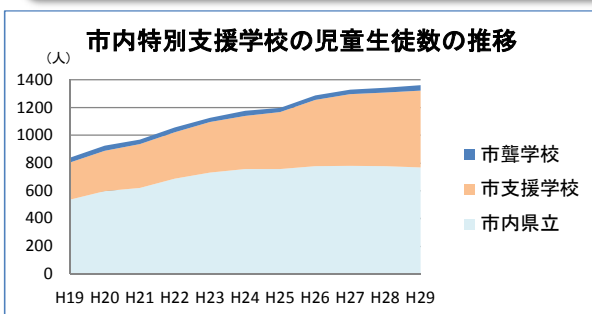
不登校児童生徒の出現率

| | | | |
|---------|--|---|---|
| 算出方法 | 不登校児童生徒数（小：271人、中：1,003人） / 全児童生徒数（小：71,436人、中：28,816人） × 100（％） | | |
| 指標の考え方 | 不登校はさまざまな要因を背景として現れるため、その出現率の変化を見ることで、支援が必要な児童生徒のニーズへの対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。 | | |
| 指標の目標値 | 小学校 0.38% 中学校 3.48% (H26) | 小学校 0.30%以下 中学校 3.39%以下 (H29) | 第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。 |
| 目標値の考え方 | 児童生徒の増加が続く見込みの中、国平均(0.39%)を下回っている小学校については、過去5年の最低水準まで改善することを目標とする。中学校については、国平均(2.76%)を上回っているため、全国平均の水準まで段階的に改善することをめざし、目標値を設定する。 ※すべて公立学校の平均値 | | |

※第1期の取組状況を踏まえて、第2期実施計画策定時に第2期以降の目標値を設定しました。

教育的ニーズの多様化

- 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする子どもが増加している現状があります。



そのような状況の中、すべての子どもが生き生きと個性を発揮しながら成長できるように、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援を実施します。

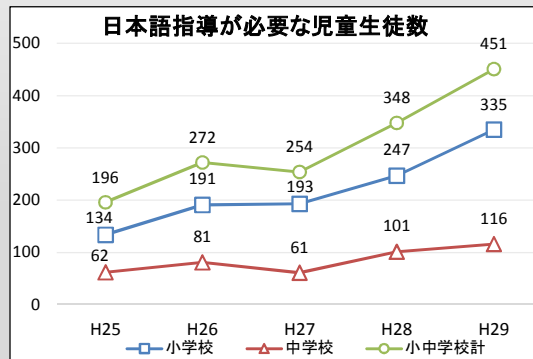
施策をとりまく社会状況

- H28年には障害者差別解消法が施行され、過度の負担がない範囲で国・地方公共団体による基礎的環境整備・合理的配慮の提供が義務化されました。

- H13年度から文部科学省が「スクールカウンセラー等活用事業」として、都道府県・政令指定都市を対象とする補助事業が開始されました。

- 複雑化する問題行動には、児童生徒の置かれている環境の問題が複雑に絡み合っており、教育の分野に加え、社会福祉等に関する専門的な知識や技術をする“スクールソーシャルワーカー”の支援が求められています。

- グローバル化の進展に伴い、本市でも外国籍児童生徒や外国につながるを持つ日本人の児童生徒が増加しています。



これまでの本市での取組

児童支援コーディネーター

- 国に先駆けてH16年度から小・中学校で指名した特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導・教育相談の機能を併せもった児童支援コーディネーターをH24年度から小学校で順次専任化

スクールソーシャルワーカー(SSW)

- H21年度から区・教育担当に4名、H25年度には各区1名の7名を配置。H27年度には川崎区を2名体制にし、計8名に。

スクールカウンセラー

- H8年度から中学校3校に配置したスクールカウンセラーを、H17年度には全中学校まで拡充
- H19年度から小学校・高校に派遣を開始した学校巡回カウンセラーを、H22年度までに7名まで拡充

就学援助

- H26年度から全児童生徒に対してお知らせ兼申請書を配布・回収し、申請者を認定、援助費を支給

高等学校奨学金

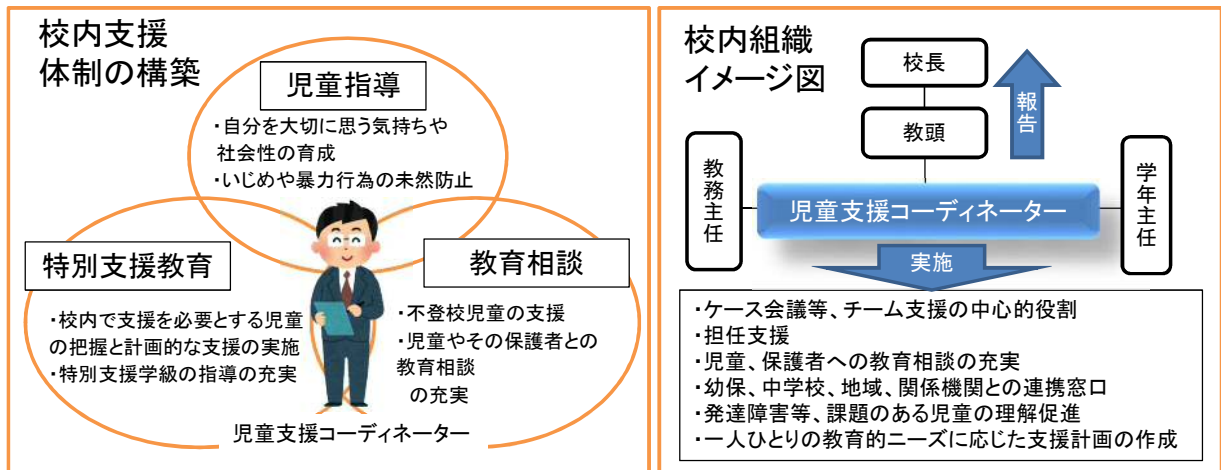
- H25年度に入学支度金、学年資金の二本立てとする制度改正を実施。H28年度に対象校の拡充と、入学支度金の支給時期を入学前の3月中の支給を可能とする制度改正を実施。



児童支援コーディネーター専任化事業

概要 背景 取組 成果 まとめ

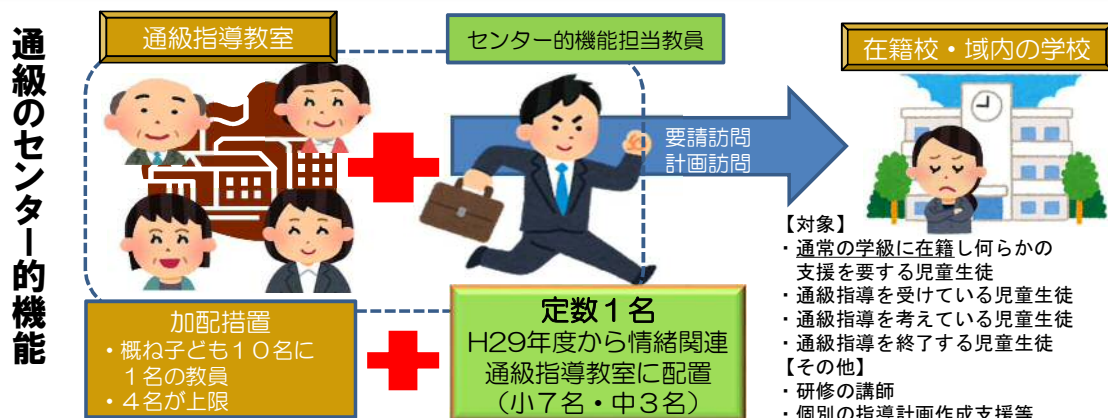
- 障害の有無にかかわらず、全ての児童を対象とした校内支援体制づくりの推進役となる児童支援コーディネーターを全市立小学校(113校)で専任化しました。
- 従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談等の機能を加えることにより、多様な教育的ニーズに対して、早期の適切な支援を実施することができます。
- 児童支援コーディネーターが情報を集約・整理し、校内の教職員への共通理解を図ることで、学校全体の支援力・課題解決力が高まります。



特別支援教育推進事業

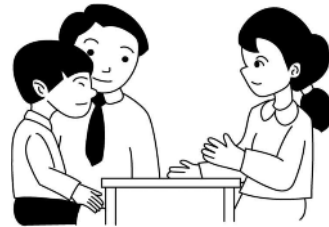
概要 背景 取組 成果 まとめ

- 特別支援教育サポーターの配置を高校へ拡充し、小・中・高等学校で計21,310回実施することで、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援の充実を図りました。
- 情緒関連通級指導教室全10校にセンター的機能担当教員を配置し、小・中学校への巡回等による支援を実施しました。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援(看護師の派遣)については、希望した14名に実施するとともに、支援のあり方について検討を進めました。
- 特別支援学級担当者向け20回、通級担当者向け28回、特別支援教育コーディネーター向け13回の必修研修を実施し、教員の専門性の向上を図りました。

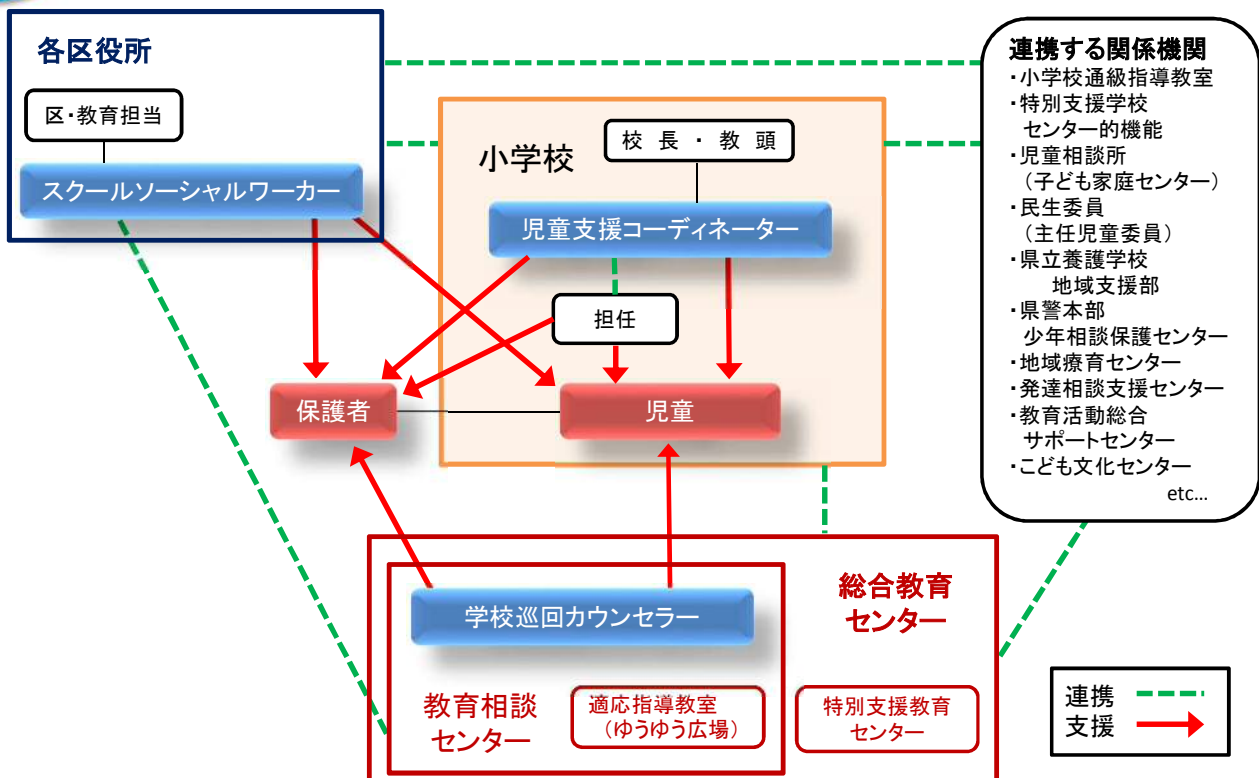


児童生徒指導・相談事業

- 学校長からの派遣要請を受け、区・教育担当が必要と判断した場合等に、社会福祉等の専門職であるスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や家庭からの聞き取りや課題解決に向けた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援につなぐたり、さらに支援を充実させる方法を相談したりしました。
- 中学校全52校にスクールカウンセラーを継続配置し、生徒指導担当や特別支援コーディネーター、養護教諭をはじめとする教職員との連携を図りながら相談活動を行いました。
- 小・特別支援学校には要請に応じて、高等学校には計画的に学校巡回カウンセラーを派遣し、児童生徒の心理的ストレスの軽減などの心のケアや、学校の相談活動の充実を図り、問題行動等の未然防止や早期対応につながる支援を行いました。
- 相談活動では、不登校や登校しぶりの相談が多く、学校適応に向けて学校と家庭を結ぶ機能を果たしました。



児童生徒への支援イメージ図(小学校の例)



その他の事業における取組

概要 背景 取組 成果 まとめ

<共生・共育推進事業>

- 担当者研修会や学校要請訪問を通じた学校での取組支援や、子どもたちの実態に応じたエクササイズ集の改訂による、「かわさき共生＊共育プログラム」の推進



・グループで絵を完成させることで一体感やお互いを尊重し合う気持ちを味わうエクササイズの体験



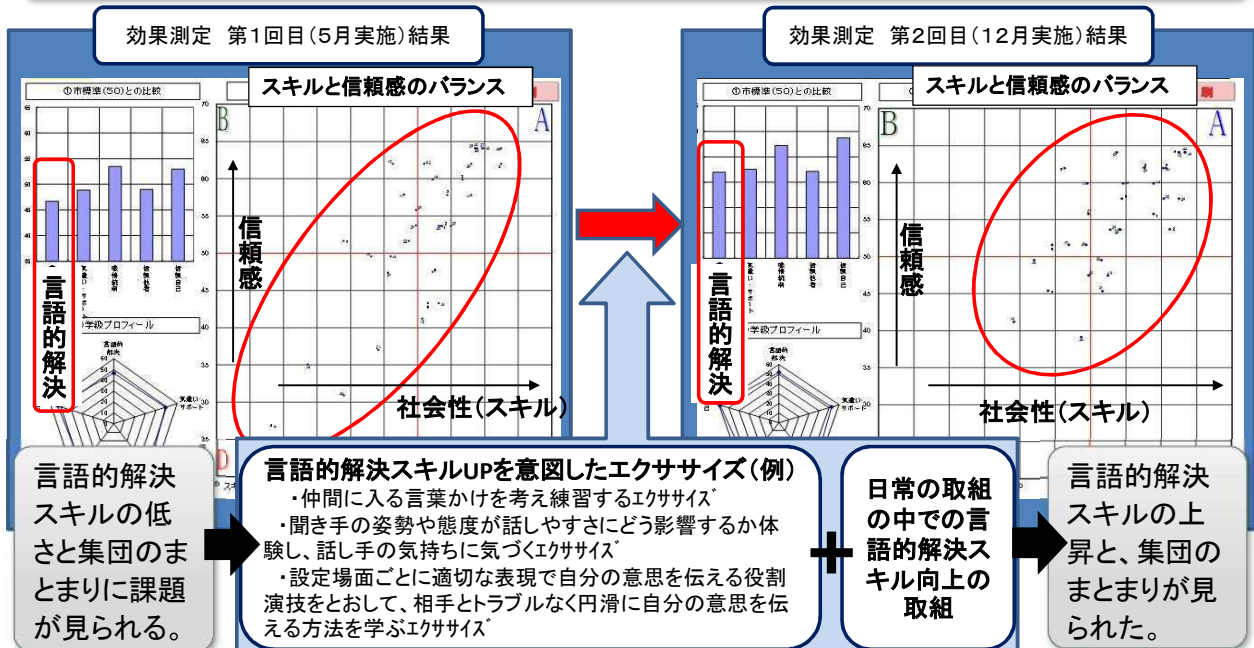
・大きな輪を作ることで、集団の凝集性を高めるエクササイズの体験

その他の事業における取組

概要 背景 取組 成果 まとめ

共生＊共育プログラム 取組の一例

- 5月効果測定アンケート実施結果から課題を見つけ出し、エクササイズの実施と日常的な教育活動を通して意識した取組を行うことで、子どもたちの社会性を育みます。



その他の事業における取組

<適応指導教室事業>

- 市内6箇所の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営し、小集団による体験活動等を通じた学校復帰や社会的な自立につながる取組の実施

<海外帰国・外国人児童生徒相談事業>

- 海外帰国・外国人児童生徒が速やかに安心して学校生活を送れるよう、就学に向けた身近な教育相談を172件実施
- 日本語指導等協力者を279人に派遣し、日本語の初期指導や学習面・心理面の補助だけでなく、教員とのコミュニケーション、保護者と学校との連携面もサポート

<就学援助・就学事務>

- これまで7月に支給していた新入学児童生徒学用品費の支給時期を入学前の3月に変更(新中学校1年生)
- 就学事務システムを活用した就学事務の円滑かつ適正な実施

<奨学金認定・支給事務>

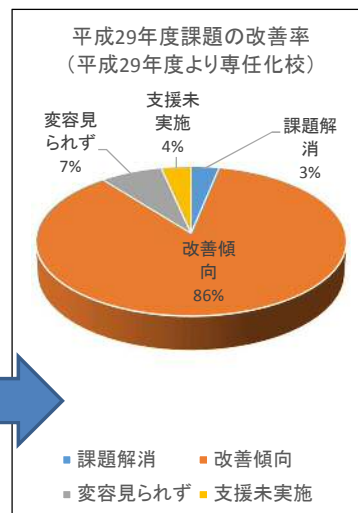
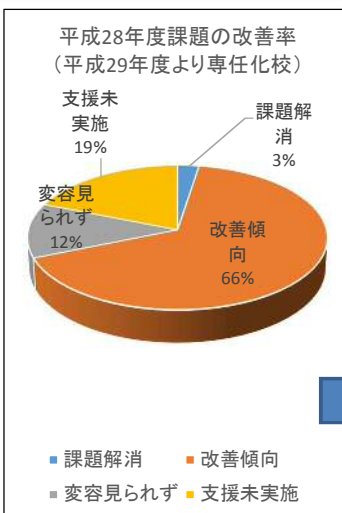
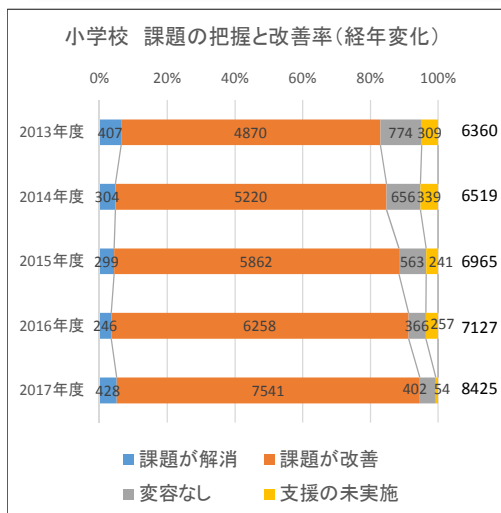
- 高等学校奨学金について必要な予算を確保し、申請基準と採用基準が乖離しないよう、申請基準を満たした申請者全員を奨学生として採用

成果指標①の達成状況

支援の必要な児童の課題改善率

- 課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある児童への支援が適切に実施されていることを示しています。
- 平成29年度に児童支援コーディネーターが全校で専任化されたことにより、すべての児童に対して丁寧な見取りが行われ、課題の改善率の向上へとつながっています。

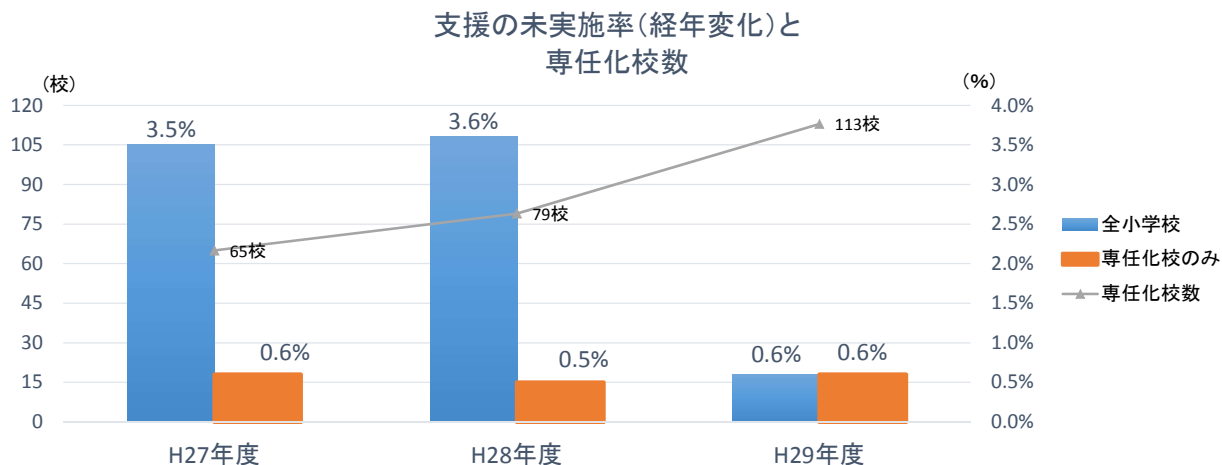
| | H29 |
|-----|------------|
| 目標 | 88% |
| 実績 | 94.6% |
| 現状値 | 81.8%(H26) |



その他成果(数値で把握できる補足指標)

支援の必要な児童への支援未実施率

- 支援の未実施率は、学校が把握した支援の必要な児童に対して、何らかの支援が実施されたか否かが示されるものです。
- 児童支援コーディネーターの専任化校では、支援の必要な児童の認知が促進されるとともに、児童の教育的ニーズに合わせた支援が実施されています。
- 児童支援コーディネーターの専任化校が増えるとともに、支援未実施率も低くなっています。

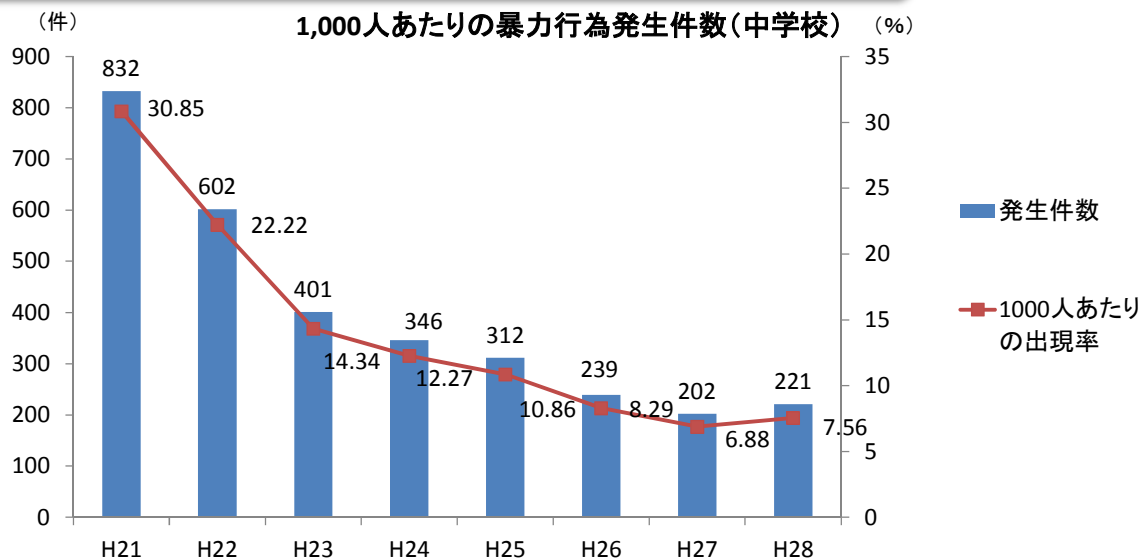


成果指標②の達成状況

1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校)

- 中学校における暴力行為の発生件数は、平成22年度から減少傾向にありましたが、最も少ない数値であった平成27年度から増加しています。
- 平成28年度の増加については経年変化の一部であると考えており、県の調査結果においても減少傾向にあることから、長期的に分析していく必要があります。

| | H29 |
|-----|------------|
| 目標 | 8.22件(H28) |
| 実績 | 7.56件(H28) |
| 現状値 | 8.29件(H26) |



成果指標③④の達成状況

概要 背景 取組 成果 まとめ

いじめの解消率

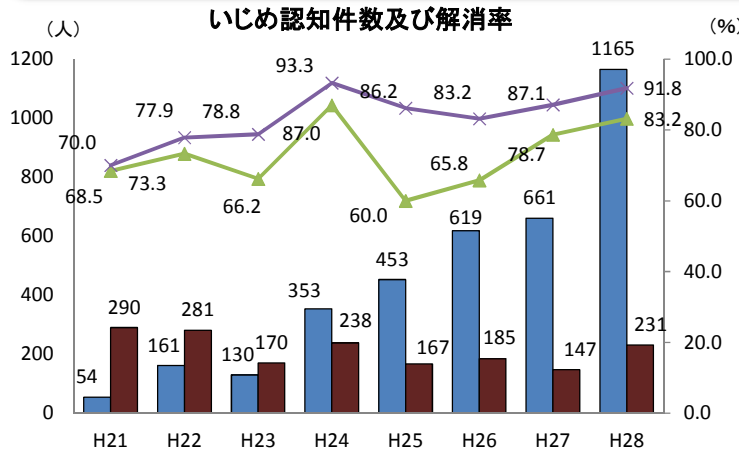
- いじめの認知件数が平成27年度から平成28年度にかけて、小学校で661件から1,165件、中学校で147件から231件と増加していることは、教職員がきめ細かく認知していることによるものと考えています。文部科学省はいじめの認知件数が多い学校について肯定的に評価しており、全国的にも同様の傾向が見られます。
- 認知件数が増加する中、今年度から定義が明確化された解消率は小・中ともに80%を超えており、早期発見・早期対応によるいじめ問題への対応が速やかにできていると考えます。

H29(小学校)

| | |
|-----|------------|
| 目標 | 80%(H28) |
| 実績 | 83.2%(H28) |
| 現状値 | 65.8%(H26) |

H29(中学校)

| | |
|-----|------------|
| 目標 | 90%(H28) |
| 実績 | 91.8%(H28) |
| 現状値 | 83.2%(H26) |



参考

認知件数

全国: 313,590件(前年度比1.44倍)

神奈川県: 14,375件(前年度比1.82倍)

解消率

全国: 90.6%

神奈川県: 81.3%

(公立小・中・高・特別支援学校合計)



成果指標⑤⑥の達成状況(目標未達成)

概要 背景 取組 成果 まとめ

不登校児童生徒の出現率

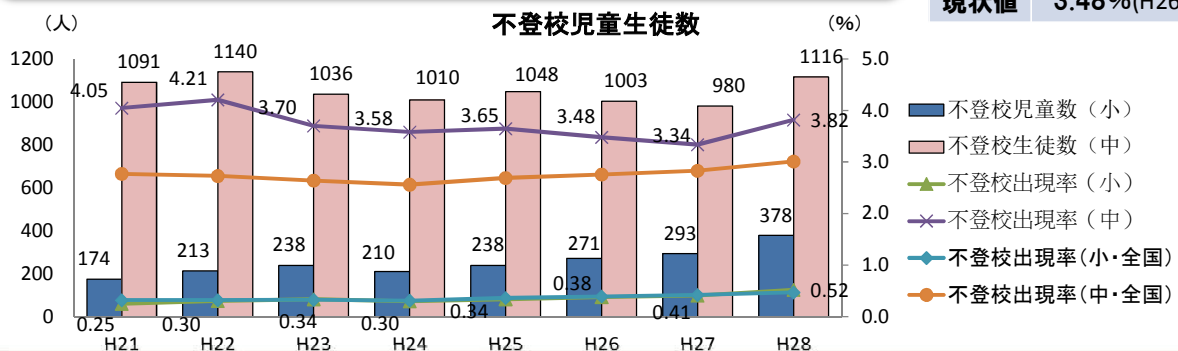
- 長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は小学校では平成24年度から、中学校では平成27年度から増加し、過去5年間で一番多い数字となっています。全国的にも平成24年度の調査から小・中学校ともに増加しています。
- 小学校については、担任や児童支援コーディネーターが、欠席した児童の保護者と積極的な関わりをもつことで、児童の欠席状況を正確に把握することができたことによると考えます。
- しかし、小学校6年生が翌年中学校1年生になった際の不登校増加率が依然として高いことから、児童生徒の個に応じた適切な支援を引き継ぐことが必要となっています。

H29(小学校)

| | |
|-----|------------|
| 目標 | 0.3%(H28) |
| 実績 | 0.52%(H28) |
| 現状値 | 0.38%(H26) |

H29(中学校)

| | |
|-----|------------|
| 目標 | 3.39%(H28) |
| 実績 | 3.82%(H28) |
| 現状値 | 3.48%(H26) |



- 不登校の要因は多様・複雑であることから、日頃から児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を行い、関係機関と連携・協力を図るなど、登校支援の取組が引き続き必要となります。

その他の成果①

概要 背景 取組 成果 まとめ

児童支援コーディネーター専任化事業

- 小学校全校で児童支援活動を推進する児童支援コーディネーターを専任化したことで、家庭訪問や電話連絡が適切に行えるようになり、保護者との共通理解や連携が図りやすくなりました。

特別支援教育推進事業

- 特別支援教育サポーターの配置を高校に拡充したことで、支援の必要な生徒の在籍が推測される高校への支援体制の向上に繋がりました。
- 通級指導教室センター的機能の活用により、専門性の高い担当教員からの個別の指導計画作成や授業のユニバーサルデザインへの助言、相談等が活発に行われ、小中学校通常の学級における支援力の向上に繋がりました。

児童生徒指導・相談事業

- 教育的ニーズのある児童生徒の課題改善に向け、児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーターが窓口となり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援人材の活用が進み、適切に関係機関との連携が図られるようになりました。

その他の成果②

概要 背景 取組 成果 まとめ

共生・共育推進事業

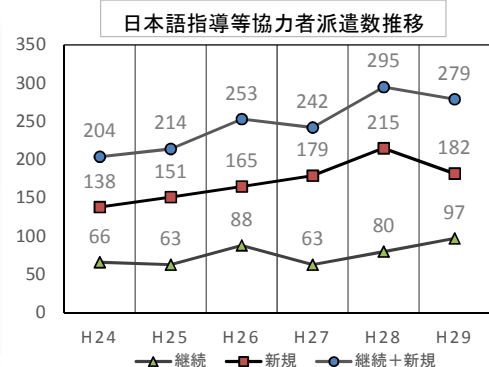
- 小学校での共生*共育プログラムの取組が市内保育園の職員研修会等で紹介されるなど、事業への関心が高まっています。

適応指導教室事業

- 様々な要因で登校できなくなっている児童生徒の居場所として支えるだけでなく、一人ひとりの教育的ニーズに応え、登校や進路決定へつなげることができました。

海外帰国・外国人児童生徒相談事業

- 教育相談において、日本の学校生活の様子や日本語指導について話すことで安心した学校生活につなげるとともに、児童生徒の状況把握により、学校との速やかな情報共有・連携が図られています。
- 協力者の派遣により、児童生徒が学校生活へ速やかに適応できるだけでなく、様々な面でのサポートにより、保護者と学校の連携面等においても良い効果を生み出しています。



その他の成果③

概要 背景 取組 成果 まとめ

就学援助・就学事務

- 新中学1年生への新入学児童生徒学用品費の支給時期変更により、中学校への新入学の準備に資するものとなりました。
- 就学事務システムの稼働に伴い、学齢簿の更新作業が自動化されたこと、データの検索が可能となったこと、各種通知書の作成や問合せ対応にかかる時間が短縮されたことにより、事務処理の簡素化・効率化・迅速化を図ることができました。

奨学金認定・支給事務

- 高等学校奨学金について、対象校を拡充したことや、必要な予算を確保して申請基準を満たす全ての申請者を採用したことにより、これまでより多くの生徒が奨学金の支給を受けられるようになりました。

施策の達成状況

概要 背景 取組 成果 まとめ

施策の達成状況 A 順調に推移した(目標を達成した)

理由

- ① 配下の事務事業の取組は、掲げた目標どおりに進捗しました。
- ② 小学校の不登校児童出現率について、児童支援コーディネーターの専任化により丁寧な見取りが促進されたことで、長期欠席児童が不登校として計上されたことが考えられます。この場合、今後適正な指導が実施されることで、数値が改善されると思われれます。なお、小・中学校の不登校児童生徒出現率の増加は、国や県の調査も同様の傾向であり、国や県によると「教育の機会の確保等に関する法律」の制定により、学校に登校することのみを目標にするのではなく、家庭や関係機関と連携し、多様な支援を行うようになったことが要因の一つとして考えられています。本市においては、適応指導教室(ゆうゆう広場)の運営により、通級する中学3年生の就職・進学等の進路決定、社会的自立につなげることができています。

【施策の達成状況区分】 A 順調に推移(目標を達成)、B 一定の進捗があった(目標未達成のものがあるが一定の進捗があった)
C 進捗が遅れた(現状を下回るものが多くあった)、D 進捗は大幅に遅れた(現状を大幅に下回った)

今後の方向性

I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)

理由

- ① 本施策は効果的な事業構成であるため、配下の事務事業について、引き続き取組を進めます。
- ② 特別支援学校や特別支援学級の在籍者数、また小中高等学校の通常の学級における支援の必要な児童生徒の人数は増加傾向にあり、その教育的ニーズも多様化しています。このような教育的ニーズに応えるため、特別支援教育の推進を着実に進めます。
- ③ 事務処理の簡素化・効率化・迅速化を図り、事務処理の軽減や市民サービスの向上を実現するため、「就学援助システム」の構築を開始します。また、新小学校1年生(平成31年度新入学)に対する新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施します。

【今後の方向性区分】 I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)、II 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)
III あまり効果的な事業構成でない(見直し等の余地が大きい)、IV 事業構成に問題がある(抜本的な見直し等が必要である)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市